



2024年3月13日

公益財団法人日本バスケットボール協会
2023年度(7-6月期)第8回理事会 報告

日時:2024年3月13日(水) 14:00~15:55

会場:WEB会議(*一部JBA会議室にて対面)

【報告内容】

1. 裁定委員会からの答申について
2. 基本規程の一部改定について
3. U18 日清食品トップリーグ 2024 参加チーム選出基準について
4. 2023年度選手育成指導者表彰について
5. JBA後援名義の使用許可について
6. その他、報告事項

※公開内容なし

以上



1. 裁定委員会からの答申について

裁定委員会から答申のあった下記事案について、以下の通り懲罰を科すことが承認された。

1) U15 カテゴリーのクラブ指導者による暴言

(対象者氏名等詳細非公表)

<事案の概要>

・クラブ所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方的に否定し、自尊感情を傷つける発言）

<懲罰理由>

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

<懲罰内容>

対象者について、本協会の登録資格を2024年3月13日（懲罰決定の日）から6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動を6か月間停止）する。

■懲罰の公表については、JBA公式サイト「懲罰の公表」ページをご参照ください。

>> <http://www.japanbasketball.jp/jba/sanction/>

2. 基本規程の一部改定について

2024年度からの登録制度一部改定に伴い、基本規程を一部改定し、併せて国内競技会の大會名称の更新等を行うことが提案され、内容確認ののち、承認された（改訂施行日：2024年4月1日）。

[主な改定内容]

①2024年度からの登録制度一部改定に伴う変更

- ↳ 一般（Ⅱ種）カテゴリーの追加に伴う変更
- ↳ 都道府県協会登録料上限額の変更

②国内競技会の名称の変更（第131条）

③その他軽微な文言修正

JBA 基本規程 新旧対比表(改定箇所抜粋)

改定箇所

改定前	改定後
第3章 所属団体	
<p>第63条[加盟種別]</p> <p>① 加盟チームの加盟種別は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 一般 次のいずれかの連盟に所属するチームまたは主に18歳以上の選手により構成されるバスケットボールチーム イ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL) ロ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ) ハ 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ(WJBL) ニ 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟 ホ 一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟</p> <p>(2) U18 18歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは高等学校もしくは高等専門学校等の課外活動としてのバスケットボール部 (3) U15 15歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは中学校等の課外活動としてのバスケットボール部 (4) U12 12歳未満の選手または小学校在学の選手により構成されるバスケットボールチーム (5) 障がい者 日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体に所属するチーム</p> <p>② 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。</p>	<p>第63条[加盟種別]</p> <p>① 加盟チームの加盟種別は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 一般(I種) 次のいずれかの連盟に所属するチームまたは次号に定めるものを除く主に18歳以上の選手により構成されるバスケットボールチーム イ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL) ロ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ) ハ 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ(WJBL) ニ 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟 ホ 一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟</p> <p>(2) 一般(II種) 主に18歳以上の選手により構成され、原則地区・市区町村の範囲で活動するバスケットボールチーム (3) U18 18歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは高等学校もしくは高等専門学校等の課外活動としてのバスケットボール部 (4) U15 15歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは中学校等の課外活動としてのバスケットボール部 (5) U12 12歳未満の選手または小学校在学の選手により構成されるバスケットボールチーム (6) 障がい者 日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体に所属するチーム</p> <p>② 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。</p> <p>③ 加盟チームの加盟種別の詳細区分は別に定める。</p>

第65条[加盟の手続き]

- ① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、加盟料の納付を含めた本協会への加盟手続きを完了しなければならない。
- ② 加盟は、会員登録管理システム上の当該チームの情報が、所在地の都道府県バスケットボール協会に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第66条[加盟料]

- 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める加盟料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。
- なお、都道府県バスケットボール協会の加盟料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

第65条[加盟の手続き]

- ① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、加盟料の納付を含めた本協会への加盟手続きを完了しなければならない。
- ② 加盟は、会員登録管理システム上の当該チームの加盟手続きが完了した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第66条[加盟料]

- 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める加盟料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。
- なお、都道府県バスケットボール協会の加盟料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

種別	基本加盟料(年間)	都道府県バスケットボール協会加盟料(年間)
一般	20,000円	10,000円
U18	8,000円	4,000円
U15	5,000円	2,500円
U12	2,000円	1,000円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

種別	基本加盟料(年間)	都道府県バスケットボール協会加盟料(年間)
一般(I種)	20,000円	20,000円
一般(II種)	0円	5,000円
U18	8,000円	8,000円
U15	5,000円	5,000円
U12	2,000円	2,000円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

(＊次ページに続く)

第67条【加盟の取消】

- ① 加盟チームは、所定の手続きにより、本協会への加盟を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
- ② 加盟チームが本協会への加盟を取り消しても、既に納付した加盟料は返還しない

第67条【加盟の取消・変更】

- ① 加盟チームは、所定の手続きにより、本協会への加盟を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
- ② 加盟チームが本協会への加盟を取り消しても、既に納付した加盟料は返還しない。
- ③ 加盟チームが登録種別の変更を行う場合、その差額の加盟料を納付する。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会加盟料の全額を納付する。

第4章 選手

第92条【趣旨】

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手(以下本章において「選手」という)の義務および所属条件に関する事項について定める。

第93条【選手の義務】

- ① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、ブレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従つて行動しなければならない。
- ③ 選手は、国際オリンピック委員会(IOC)およびFIBAの規約に従つて遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。
- ④ 3x3チーム等と契約している選手は、5人制チームに登録する場合、その選手の契約する3x3チーム等から登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。なお、選手に承諾を求められた3x3チーム等は、選手の意向を尊重し可能な限りこれを承諾するよう努めるものとする。

第4章 選手

第92条【趣旨】

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手(以下本章において「選手」という)の義務および所属条件に関する事項について定める。

第93条【選手の義務】

- ① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、ブレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従つて行動しなければならない。
- ③ 選手は、国際オリンピック委員会(IOC)およびFIBAの規約に従つて遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。
- ④ U18または一般(I種)に登録する選手で一般(II種)のチームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得なければならない。
- ⑤ 一般(II種)に登録する選手で他の一般(II種)チームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。
- ⑥ 3x3チーム等と契約している選手は、5人制チームに登録する場合、その選手の契約する3x3チーム等から登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。なお、選手に承諾を求められた3x3チーム等は、選手の意向を尊重し可能な限りこれを承諾するよう努めるものとする。

第5章 登録および移籍

第102条【重複登録の禁止】

- ① 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。
- ② 前項の規定にかかるらず、Bクラブ(JPBL)に所属するチームのジュニアユースチーム(当該年度開始日において15歳未満の選手により構成されるチーム)設置に伴う移行措置として、平成30年4月1日から3年間に限り、当該チームの特別育成選手として認められた選手については、同チームのほか、中学校またはクラブチーム(Bクラブを除く)のいずれかの加盟チームに重複して登録することができるものとする。
- ③ 前項および本項の規定は、平成33年4月1日をもって削除する。

第5章 登録および移籍

第102条【重複登録の禁止】

- ① 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。
- ② 前項の規定にかかるらず、Bクラブ(JPBL)に所属するチームのジュニアユースチーム(当該年度開始日において15歳未満の選手により構成されるチーム)設置に伴う移行措置として、平成30年4月1日から3年間に限り、当該チームの特別育成選手として認められた選手については、同チームのほか、中学校またはクラブチーム(Bクラブを除く)のいずれかの加盟チームに重複して登録することができるものとする。
- ③ 前項および本項の規定は、平成33年4月1日をもって削除する。
- ④ 前項の規定にかかるらず、一般(II種)のチームの選手については、複数チームに重複して登録することができるものとする。

第103条【登録区分】

本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 登録I種:契約選手(第97条【選手契約】に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手)
- (2) 登録II種:契約選手以外

第103条【登録区分】

本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 登録A区分:契約選手(第97条【選手契約】に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手)
- (2) 登録B区分:契約選手以外

第104条【選手登録の手続き】

- ① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。
- ② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の情報が、当該加盟チームの所在地の都道府県バスケットボール協会に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第104条【選手登録の手続き】

- ① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。
- ② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の登録手続きが完了した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第105条[登録料]

① 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

なお、都道府県バスケットボール協会の選手登録料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

種別	基本選手登録料 (年間、選手1名あたり)	都道府県バスケットボール協会選手登録料 (年間、選手1名あたり)
一般	2,000円	1,000円
U18	1,000円	500円
U15	1,000円	500円
U12	800円。ただし9歳未満は免除	400円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

第105条[登録料]

① 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。**なお、U18、一般(I種)、一般(II種)の加盟チームにおいては、選手個人に納付させることができる。**

都道府県バスケットボール協会の選手登録料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

種別	基本選手登録料 (年間、選手1名あたり)	都道府県バスケットボール協会選手登録料 (年間、選手1名あたり)
一般(I種)	2,000円	2,000円
一般(II種)	0円	2,000円
U18	1,000円	1,000円
U15	1,000円	1,000円
U12	800円。ただし9歳未満は免除	800円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

② 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。

② 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。

③ 一般(II種)を含む複数チームに登録をする場合、最も高額な登録料が適用される。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第106条[登録の変更・取消]

① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。

② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

第106条[登録の変更・取消]

① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。

② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

③ 登録選手が登録の変更を行う場合、その差額の登録料を納付する。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第108条[シーズン]

① シーズンは、各チームが属する連盟の年度の最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技会は、当該競技会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。

② 選手は、1つのシーズン期間中に、同一の国内選手権(リーグ戦は除く)またはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならない。

第108条[シーズン]

① シーズンは、各チームが属する連盟の年度の最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技会は、当該競技会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。

② 選手は、1つのシーズン期間中に、同一の国内選手権(リーグ戦は除く)またはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならない。ただし、競技会において主催者が大会要項に定める場合はこの限りではない。

第112条[移籍の定義]

① 移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。

② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。

第112条[移籍の定義]

① 移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。

② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。

③ 第1項の規定にかかわらず、一般(II種)のチームへの所属変更については、移籍とは見做さない。

第114条【公式試合への出場資格】

- ① 前条に規定する手続きに基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日の翌日から公式試合に出場することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、移籍した選手の公式試合への出場資格については、当該選手の移籍先チームが加盟する連盟等の規定または競技会の大会要項により制限できる。

第115条【規程違反】

選手または加盟チームが本節の規定に違反した場合は、第10章およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

第116条【移籍に関する異議等】

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

第117条【登録II種の選手が登録II種の選手として移籍する場合】

登録II種の選手が、登録II種の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは名目のいかんを問わず、当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第118条【登録I種の選手が登録II種の選手として移籍する場合】

登録I種の選手が、登録II種の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合に限り、移籍が成立する。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第119条【登録II種の選手が登録I種の選手として移籍する場合】

登録II種の選手が、登録I種の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。

第120条【登録I種の選手が登録I種の選手として移籍する場合】

- ① 登録I種の選手が、登録I種の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合には、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。
- ② 前項の規定にかかわらず、登録I種の選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが当該移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

第114条【公式試合への出場資格】

- ① 前条に規定する手続きに基づき移籍した選手は、本協会が登録を完了手続した日の翌日から公式試合に出場することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、移籍した選手の公式試合への出場資格については、当該選手の移籍先チームが加盟する連盟等の規定または競技会の大会要項により制限できる。

第115条【規程違反】

選手または加盟チームが本節の規定に違反した場合は、第10章およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

第116条【移籍に関する異議等】

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

第117条【登録B区分の選手が登録B区分の選手として移籍する場合】

登録B区分の選手が、登録B区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは名目のいかんを問わず、当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第118条【登録A区分の選手が登録B区分の選手として移籍する場合】

登録A区分の選手が、登録B区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合に限り、移籍が成立する。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第119条【登録B区分の選手が登録A区分の選手として移籍する場合】

登録B区分の選手が、登録A区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。

第120条【登録A区分の選手が登録A区分の選手として移籍する場合】

- ① 登録A区分の選手が、登録A区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合には、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。
- ② 前項の規定にかかわらず、登録A区分の選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが当該移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

第131条【国内競技会の主催】

- ① 本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。
 - (1) 天皇杯全日本バスケットボール選手権大会
 - (2) 皇后杯全日本バスケットボール選手権大会
 - (3) B1リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (4) B2リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (5) B3リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (6) バスケットボール女子日本リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (7) 全日本大学バスケットボール選手権大会
 - (8) 全日本社会人バスケットボール地域リーグ
 - (9) 全日本社会人バスケットボール地域リーグチャンピオンシップ
 - (10) 全日本社会人バスケットボール選手権大会
 - (11) 全日本社会人O-40/O-50バスケットボール選手権大会

第131条【国内競技会の主催】

- ① 本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。
 - (1) 天皇杯全日本バスケットボール選手権大会
 - (2) 皇后杯全日本バスケットボール選手権大会
 - (3) B1リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (4) B2リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (5) B3リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (6) バスケットボール女子日本リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (7) 日本社会人バスケットボールリーグ(SBL) SB1
 - (8) 日本社会人バスケットボールリーグ(SBL) SB2
 - (9) 全日本社会人バスケットボールプレミアムチャンピオンシップ
 - (10) 全日本社会人バスケットボール選手権大会
 - (11) 全日本社会人O-40/O-50バスケットボール選手権大会

(12) 全国専門学校バスケットボール選手権大会	(12) 全日本バスケットボール選手権大会
(13) 全国専門学校バスケットボール選抜大会	(13) 全国専門学校バスケットボール選手権大会
(14) 全国専門学校総合体育大会バスケットボール競技	(14) 全国専門学校バスケットボール選抜大会
(15) 全国高等学校総合体育大会全国高等学校バスケットボ ール競技大会(インターハイ)	(15) 全国高等専門学校総合体育大会バスケットボール競技
(16) 全国高等学校バスケットボール選手権大会(ウインター カップ)	(16) 全国高等学校バスケットボール選手権大会(ウインター カップ)
(17) U18リーグバスケットボール競技大会(全国トップリーグ /ブロックリーグ)	(17) 全国高等学校バスケットボール選手権大会(ウインター カップ)
(18) 全国高等学校定期制通信制バスケットボール大会	(18) U18リーグバスケットボール競技大会(全国トップリーグ /ブロックリーグ)
(19) 全国中学校バスケットボール大会	(19) 全国高等学校定期制通信制バスケットボール大会
(20) 全国U15バスケットボール選手権大会(ジュニアウイン ターカップ)	(20) 全国中学校バスケットボール大会
(21) 全国ミニバスケットボール大会	(21) 全国U15バスケットボール選手権大会(ジュニアウイン ターカップ)
(22) 3x3 日本選手権大会	(22) 全国ミニバスケットボール大会
(23) 3x3 U18日本選手権大会	(23) 3x3 日本選手権大会
	(24) 3x3 U18日本選手権大会
	(25) 3x3 JAPAN TOUR

第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

第143条[目的]

天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会(以下「本大会」という)は、加盟種別が「一般」および「U18」である全加盟チームが、日本バスケットボール界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、バスケットボールの普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

第143条[目的]

天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会(以下「本大会」という)は、加盟種別が「一般(1種)」および「U18」である全加盟チームが、日本バスケットボール界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、バスケットボールの普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第191条[施行]

本規程は、平成25年3月16日から施行する。

(略)

第191条[施行]

本規程は、平成25年3月16日から施行する。

(略)

2024年4月1日一部改定

■改定後の基本規程全文はJBA公式サイト【各種規程】ページにてご確認ください。

>> <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei/>

3. U18 日清食品トップリーグ 2024 参加チーム選出基準について

本年8月から開催を予定している「U18 日清食品リーグバスケットボール競技大会 2024」のトップリーグに参加するチーム選出基準について、U18 日清食品トップリーグ審査委員会にて検討された選出基準が提案され、内容確認のうえ、承認された。

[トップリーグ参加チーム(計8チーム)選出基準]

- ①前年度のトップリーグ大会結果による選出(4チーム)
- ②2024年度のインターハイ優勝チーム(1チーム)
※ただし、当該チームが①に含まれる場合は②による選出は行わない。
- ③2024年度の各大会(ブロック選手権、インターハイ)実績による選出(3or4チーム)

※原則として、2024 年度に開催される各ブロック大会（高校選手権）／インターハイの大会結果によるチームポイントランキングを算出し、上位 3～4 チーム (*) を選出
(*) インターハイ優勝チームが①に含まれる場合に 4 チーム選出となる。

[特記事項]

今後インターハイ等の結果が出た段階で、選出基準詳細とともに出場 8 チームを公表する。

4. 2023 年度選手育成指導者表彰について

2023 年度の選手育成指導者表彰として、下記 16 名を表彰することが提案され、承認された。

[目的]

- ・U18 カテゴリーより上の世代で特に顕著な活躍をした選手の育成年代に携わった指導者に対して敬意を表する。
- ・同表彰制度によって、育成年代の指導の重要性、および価値が社会的に認知され、若い選手たちを指導している指導者のモチベーションにつなげる。
- ・表彰される指導者をモデルとして次世代の指導者が育成されることを期待する。

■ 2023 年度選手育成指導者表彰対象者一覧

No	推薦 都道府県	指導 カテゴリー	被推薦者					指導した選手		
			氏名	カナ氏名	年齢	コーチライセンス	指導歴	選手名	指導時のチーム名	該当する要件
1	岩手県	U15男子	菅原 清隆	スガワラ キヨタカ	53歳	D級コーチ	31年	佐藤 涼成	一関市立磐井中学校	③インカレベスト4以上
2	岩手県	U18男子	後藤 靖宏	ゴトウ ヤスヒロ	51歳	B級コーチ	29年	細川 一輝	岩手県立 一関工業学校	①日本代表
3	秋田県	U12男子	高橋 修正	タカハシ シュウショウ	68歳	C級コーチ	28年	杉本 天昇	旭北小ミニバスケット ボールチーム	③インカレベスト4以上
4	秋田県	U15男子	小納 英之	コナ ヒデユキ	51歳	B級コーチ	28年	杉本 天昇 上村大佐	秋田市立山王中学校	③インカレベスト4以上
5	秋田県	U18男子	岡部 卓哉	オカベ タクヤ	58歳	D級コーチ	33年	田口成浩	明桜高校	②トップリーグに5年以上在籍
6	秋田県	U18女子	嘉藤 喜隆	カトウ ヨシタカ	69歳	D級コーチ	42年	今 美春 有明葵衣	秋田経済法科大学 附属高校	②トップリーグに5年以上在籍 ③インカレベスト4以上
7	福島県	U18男子	穴澤 陸雄	アナザワ ムツオ	80歳	C級コーチ	55年	渡邊 拓馬	福島県立 福島工業高校	①日本代表 ②トップリーグに5年以上在籍 ③インカレベスト4以上
8	埼玉県	U18男子	畔川 秀雄	アゼカワ ヒデオ	64歳	B級コーチ	30年	山崎 稔・月岡 熙 ・ボール百音アレックス ・東海林 祐	昌平高校	②トップリーグに5年以上在籍 ③インカレベスト4以上
9	千葉県	U18男子	今澤 秀行	イマザワ ヒデユキ	64歳	C級コーチ	33年	小宮 邦夫 田代 直希	東海大学付属 浦安高校	①日本代表 ②トップリーグに5年以上在籍
10	三重県	U18女子	大島 康弘	オオシマ ヤスヒロ	75歳	D級コーチ	41年	前田 有香	三重県立津商業高校	②トップリーグに5年以上在籍
11	兵庫県	U18男子	西野 史章	ニシノ フミアキ	48歳	C級コーチ	26年	元澤 誠	甲南高校	③インカレベスト4以上
12	兵庫県	U18女子	霜村 武彦	シモムラ タケヒコ	84歳	C級コーチ	62年	石川 幸子	甲子園学院高校	①日本代表 ②トップリーグに5年以上在籍
13	広島県	U12女子	上田 志津江	ウエタ シズエ	49歳	C級コーチ	25年	大浦 哲太	五日市小ミニバスケット ボール教室	②トップリーグに5年以上在籍
14	広島県	U15男子	小田 実	オダ ミノル	58歳	C級コーチ	31年	上長 美菜 三谷 桂司朗	広島市立井口中学校	②トップリーグに5年以上在籍 ③インカレベスト4以上
15	熊本県	U15男子	岩本 亮一	イワモト リョウイチ	64歳	C級コーチ	42年	脇 真大	熊本市立東町中学校	③インカレベスト4以上
16	沖縄県	U15女子	比嘉 学	ヒガ マナブ	54歳	C級コーチ	28年	安間 志織	北谷町立北谷中学校	①日本代表 ②トップリーグに5年以上在籍



5. JBA 後援名義の使用許可について

国際車いすバスケットボール連盟（IWBF）および一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟（JWBF）主催の「2024 IWBF 女子車いすバスケットボール最終予選」（パリ 2024 パラリンピック競技大会 女子車いすバスケットボール競技の最終予選）に関する JWBF からの新規後援名義申請に対する使用許諾について提案され、使用を許可することが承認された。

6. その他、報告事項

※公開内容なし

以上